

～よくある質問～

⇒制度の対象となる進学先学校（国公立、私立）とは？

- 愛知県内の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程
 - 全国の高等学校通信制課程（通信制課程は県外も可）
 - 愛知県内の専修学校及び各種学校（高等学校等就学支援金制度の対象校に限る）
 - ・専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校
- ※特別支援学校高等部へ進学する場合は、「特別支援教育就学奨励費」制度により高校入学時の費用が支給されるため、入学支援金制度の対象とはなりません。
- ※高等学校専攻科への進学や、科目履修生や聴講生としての進学の場合は、対象とはなりません。

⇒「経済的な要件を満たしている」とは？

以下のAまたはBのいずれかに該当する方が対象です。

A)保護者全員の

- 「令和8年度市民税の課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額が174,300円未満である方
- 世帯ではなく保護者の収入で判定額を計算します。（就学援助制度と異なる）
 - 課税地が政令市でない場合、計算式は「市町村市民税の課税標準額×6%－調整控除額」です。
 - 海外在住により課税されない場合や、住民税未申告の場合は認定できません。
 - 生活保護制度の教育扶助費や児童福祉法の措置費を受給している方は、高校入学時の費用が当該制度により支給される見込みがある場合は、入学支援金制度の対象とはなりません。

B) 未来まなび応援金（名古屋市就学援助制度）について、令和8年9月分以降の認定を受けていること

- 認定見込みの場合も入学支援金の申請は可能ですが、令和8年9月分以降の未来まなび応援金が否認になった場合は、入学支援金は不支給で決定します。（他の要件により入学支援金の支給対象となる場合を除く）

★「令和8年度市民税の課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」について★

- 各ご家庭においてもおおまかに確認できます。
- ※なお、申請の際には、名古屋市教育委員会が審査のために、本市が保有する所得情報等を閲覧して必要な情報を確認することに同意いただける場合は、原則として所得証明書等の添付が省略できます。
- マイナンバーカードをお持ちの場合、ご自身の課税標準額や調整控除額などはマイナポータルで「あなたの情報」をご確認ください。

『令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書』の見本

計算式：（市民税の課税標準額 ×0.06）－（調整控除額 ×0.75）＝

⇒保護者全員の計算結果の合計額が174,300円未満の場合が対象です。

給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準額①	調整控除額②	合計金額
雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	総所得金額① 障害・寡・ひとり 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎控除	山林所得③ 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 土地等取得 先物取引	税額控除額④ 所得割額⑤ 均等割額⑥ 均等割額⑦ 均等割額⑧	課税標準額
（摘要） 名古屋市条例による市民税減税額				

※給与以外の所得がある場合等、特別徴収税額の決定通知書だけでは全てを確認できないことがあります。
正確な金額については、マイナポータルまたは課税証明書にてご確認ください。

令和8年度の要件（受給資格）については、規則等の一部改正の施行を前提としています。

申請受付は、
令和8年11月30日（月曜日）まで！！

合格発表後には、請求手続きが必要です！！

ご案内は、名古屋市公式ウェブサイト>「^{にゅうがくしえんきん}入学支援金」



<https://www.city.nagoya.jp/kodomo/schools/1016760/1016797/1036101.html>

～注意事項～

- すでに未来まなび応援金(名古屋市就学援助制度)の認定を受けている方も申請が必要です。
- 同学年の兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ申請が必要です。
- 進学希望校や進学予定校が制度の対象校であれば申請できます。
対象校への合格後に請求いただき、支給します。
(ただし、実際に進学した学校が制度の対象外の場合は返還)
- 申請に関する情報は、在学中の中学校等にも共有します。
(在学状況等の要件を確認するため)
- 名古屋市教育委員会が審査のために、本市が保有する住民登録情報や所得情報を閲覧して必要な情報を確認することに同意いただける場合や、マイナンバーを提供いただける場合は、原則として住民票の写しや所得証明書等の添付が省略できます。

同意や提供いただけない場合の所得確認について

令和8年1月1日当時にお住まいだった市町村で発行される

「令和8年度の課税証明書」を保護者全員分提出する必要があります。

※証明書の名称は、市県民税証明書等、市町村により異なります。

課税標準額と市町村市民税の調整控除額が確認できる内容が記載された証明書を提出してください。

○他の奨学金制度と併給できます。

(生活保護制度の生業扶助費、児童福祉法の措置費及び特別支援教育就学奨励費とは併給不可)

○申請後、要件の確認のため、追加で書類が必要となる場合があります。

その場合は、名古屋市教育委員会学事課から、電話やお手紙等でご連絡します。

○判定額の174,300円を超えていても、保護者の失業等自己の責めによらない事由により収入が著しく減少し、令和8年の収入見込が市民税所得割額非課税相当となる場合は、家計急変として対象となる場合があります。家計急変の審査のためには、追加で書類を提出いただきます。詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

○電子申請が困難なご事情がある場合は、名古屋市教育委員会学事課までご相談ください。